

# 主任介護支援専門員更新研修について

## 1 有効期間について

- ・主任介護支援専門員研修および主任介護支援専門員更新研修の終了年月日から5年間  
※平成28年度からの主任介護支援専門員(更新)研修修了証には、有効期間が記載されます。

## 2 主任介護支援専門員更新研修受講要件について

- ・次のすべてに該当し、さらに下記の<受講要件>①~⑤のいずれかを満たす方。

- (1) 福井県に介護支援専門員として登録している方
- (2) 介護支援専門員証の有効期間内に本研修を修了できる方(※1)
- (3) 研修全日程に参加できる方

※なお、主任介護支援専門員の有効期限が切れる2年前から受講可能です。

### <受講要件>

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者(※2)
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者(※3)
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(※4)
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者(※5)

(※1) 主任介護支援専門員の更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないよう、十分注意してください。介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日が経過した場合は、介護支援専門員としての業務に従事できない上、主任介護支援専門員の資格もなくなります。

(※2) 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修を指す。

- ・前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに、講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験を有すること。

(※3) 法定外の研修の範囲

- ・地域包括支援センター、介護支援専門員協会(日本、ブロック、県、県内各支部)が主催する介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質的向上を目的とした研修
- ・上記以外の団体等の主催で、県が相当の研修と認めた研修
- ・「年4回以上」
  - ◆ 毎年の受講が望ましいが、前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までに4回以上とし、1回あたりの研修時間が90分以上であること。
  - ◆ 「1研修」を1回の研修とし、複数日にわたる研修については受講日数を回数として数えることも可。

(※4) 研究大会等

- ・前年度4月1日から当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込み締切日までの期間に行われて介護支援専門員協会(日本、ブロック、県)が主催する研究大会、県が適当と認めたものを含む。但し、それらに関しては発表者に限る。

(※5) 実務研修の実習指導において、一連の指導を全て一人で行った者等

### 【受講要件の確認書類等】

要件	提出物
①	(1) 研修実施期間の証明書(講師依頼等、出講の事実が分かる書類)の写し (2) 開催要項(研修の内容が確認できるもの)の写し ※「主任介護支援専門員研修受講及び講師等の履歴簿」(関係機関の証明印のあるもの)の写しを提出した方は、上記の(1)(2)の添付は不要。
②	(1) 修了(履修)証明書等の写し。または参加が証明できるもの(参加費領収書等)の写し (2) 研修カリキュラム(研修の内容が分かるもの)の写し ※「主任介護支援専門員研修受講及び講師等の履歴簿」(関係機関の証明印のあるもの)の写しを提出した方は、上記の(1)(2)の添付は不要。
③	(1) 大会プログラムの写し(発表した分科会等が記載されたもの) (2) 発表抄録の写し(申告者の氏名が記載されたもの)
④	「認定書」の写し